

議案第13号

加西市立総合教育センター条例の制定について

加西市立総合教育センター条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年3月1日提出

加西市長 中川暢三

加西市立総合教育センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、本市の教育の充実と振興を図ることを目的として、加西市立総合教育センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、加西市北条町古坂1173番地14とする。

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育関係職員及び市民の教育に係る研修に関すること。
- (2) 教育関係職員及び市民の教育に係る相談に関すること。
- (3) 青少年の非行防止、補導及び相談に関すること。
- (4) 適応指導及び発達支援に関すること。
- (5) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び教材開発に関すること。
- (6) 教育情報の収集及び提供に関すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認めること。

(使用の許可等)

第5条 センターは、前条に掲げる事業に使用するほか、別表に掲げる施設につき、一般の使用に供することができる。

- 2 前項によりセンターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。
- 4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。
 - (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。

(3) 政治的又は宗教的な活動に使用するおそれがあるとき。

(4) 施設又は付属する器具を損傷するおそれがあるとき。

(5) その他管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、別表のとおりとする。

3 使用料の納付は、使用の許可を受けたときに納付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、公共の用若しくは公益を目的とするもの又は特別の理由があると認め る場合は、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既に納めた使用料は返還しない。ただし、特別の理由があると認める場合は、その全 部又は一部を返還することができる。

(使用許可の取り消し等)

第9条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの許可条件を 変更し、又は、使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じることができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。

(4) その他公益上特に必要があるとき。

2 前項の規定による許可条件の変更、又は使用許可の取り消し、若しくは使用の停止により 使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、使用について職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、施設その他の物件を破損したときは、教育委員会の定めるところにより、原形 に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(加西市青少年センター設置条例等の廃止)

2 加西市青少年センター設置条例（昭和 48 年加西市条例第 13 号）及び加西市教育研修所の設置に関する条例（昭和 56 年加西市条例第 4 号）は、廃止する。

別表（第 5 条、第 6 条関係）

区分	使用料（円）					
	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
会議室 1	1, 000	1, 600	2, 000	2, 800	3, 200	4, 400
会議室 2	300	500	600	800	1, 100	1, 400
会議室 3	500	800	1, 000	1, 400	1, 600	2, 200
調理室	500	800	1, 000	1, 400	1, 600	2, 200
空調管理料	空調を使用するときは、各使用料の 5 割増					

(審議資料)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、本市の教育の充実と振興を図ることを目的として、加西市立総合教育センターを設置する条例を制定するもの。

政策等の形成過程説明資料				平成23年3月定例会						
議案等の件名	議案第13号 加西市立総合教育センター条例の制定について	政策等の区分	計画・事業	条例						
①【政策等を必要とする理由】										
総合教育センターは、現存の教育研修所と青少年センターを統合するもので、加西市の学校教育、青少年育成及び市民教育において、重要な役割を担うものである。事業としては、教職員や育成関連組織の研修や研究のほかに、市内の生涯教育のコーディネーター的役割を持ち、保護者や地域と連携しながら、加西市における質の高い教育の推進に寄与していくものである。										
②【検討した他の政策等の内容】										
総合教育センターは、現在、教育委員会で推進しようとしている「小中一貫教育」の研究組織となり、導入に向けて具体的な教育内容や方向性を研究していく。又、加西市の特色ある取組となる学力向上プロジェクトや早期英語教育や情報教育等においても、小中学校と協働しながら推進していく。又、学校支援地域本部事業を主導し、地域・保護者・学校の連携に力を入れていく。										
③【他の自治体の類似する政策との比較】										
三木市・姫路市・神戸市等には、教職員研修や青少年育成を目的とする同様の「教育センター」が存在する。ただし、加西市の総合教育センターは、更に、市民の生涯教育において、公民館や自治参画課と連携を図って、その指導者育成等、積極的にサポートしていく。										
④【総合計画における位置づけ】										
<table border="1"> <tr> <td>基本方向</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本計画</td> <td></td> </tr> </table>					基本方向		基本計画			
基本方向										
基本計画										
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)										
<table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>					計画名称		策定期限		計画期間	
計画名称										
策定期限										
計画期間										
⑤【関連する法令及び条例、規則】										
加西市青少年センター設置条例・加西市教育研修所に関する条例										
⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)										
総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源						
21,746	375		100	21,271						
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入										
⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】										
平成23年度の予算要求額は、同センター管理費 13,540千円、事業費 8,206千円、計 21,746千円。										
⑧【市民参加の状況】 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)										
現在まではパブリックコメントは行っていないが、議会総務委員会、代表区長会、校長会、教頭会、補導委員連絡協議会などの場において説明している。										
⑨【政策の効果予測】										
①学力向上:保幼小中の学校園における教育を全体的な視点からとらえて、教育内容の充実及び教職員の質の向上を推進する。②青少年育成の充実:青少年育成機関と教育機関の連携が深まり、不登校生に対する対応や地域・保護者との連携も推進される。③生涯教育の支援:公民館・市民会館・自治参画等の関連機関をサポートして、指導者の育成や関連機関の連携事業が可能となる。										
担当部局	担当課	添付資料の有無								
教育委員会	学校教育課	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>								